

「障害」の「害」の字のひらがな表記に関する基本方針

1 実施目的

「障害」の「害」の字は、身体障害者福祉法の制定の際に「礙(がゐい)」や「碍(がゐい)」(礙(がゐい)の俗字)の字が当用漢字の制限を受けて使用できないため、代わりに使用されるようになりました。しかし、一般的に「害」という字には、「悪くすること」、「わざわい」等の否定的な意味があり、「障がゐい」は、本人の意思でない生来のものや病気や事故などに起因するものであることから、障がゐい者を表すときに「害」を用いることは人権尊重の観点からも好ましくないものと考えます。そこで、本市は、障がゐいのある方に対する差別や偏見をなくし、少しでも障がゐいのある方に対して不快感を与えないようにするため、また、障がゐい者に対する理解の市民啓発の観点から、市が作成する公文書等について「障害」の「害」の字をひらがな表記に改めて、より一層の障がゐい者福祉の充実を図ることにより、障がゐいへの理解を進め、心のバリアフリーを推進します。

なお、今後、国の法令等において、「障害」の「害」の字が「碍」に改められた場合も、野田市においては、本方針に基づき、引き続きひらがな表記とすることとします。

2 実施内容

「障害」という言葉が単語又は熟語として用いられ、前後の文脈から人又は人の状態を表す場合は、「害」をひらがな表記とします。

3 実施日

平成22年11月1日

4 実施上の留意点等

本取扱いとは、誤りを正すという趣旨のものではなく、障がゐいへの理解を促す啓発を目的とすることから、実施日に表記の変更が困難であるものについては、条件が整い次第速やかに表記を変更することとします。

5 ひらがな表記の運用

(1)対象

市が作成する公文書等(条例、規則、市報、啓発等チラシ、パンフレット、計画等冊子、ホームページ、看板、案内掲示等)

ただし、既に出来上がっている印刷物、各種計画及び施設の看板については、増刷時若しくは改定時期又は老朽化した時点で、表記を変更することとします。

(2)適用除外

ア 法令等の名称及び法令等で使用されている用語

(障害者自立支援法、身体障害者手帳(身体障害者福祉法第15条)、障害基礎年金(国民年金法第15条)、医学・学術用語等)

イ 本市以外が作成したもの

(国等が定めた申請書、届出書等の様式、パンフレット等)

ウ 本市以外の団体、施設等の固有名詞

(国立障害者リハビリテーションセンター等)

エ 人の状態を表すものではないもの

(障害物、交通障害、電波障害等)